

福島県報

目次

○落札者を決定した件二件

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「四号室、六号室から八号室まで」を「四

び二十五号室から三十号室まで」を「及び二十六号室から三十号室まで」に、「二十一
号棟の一号室、」を「二十一号棟の」に、「八号室から十二号室まで」を「八号室から
十号室まで、十二号室」に、「二十号室から二十二号室まで、二十四号室から二十六
号室まで」を「二十号室、二十一号室、二十五号室、二十六号室」に改め、「及び四
号室」を削り、「五号室から七号室まで」を「五号室、七号室」に、「三十三号棟の七
号室から十一号室まで」を「三十三号棟の八号室から十一号室まで」に改め、「二
五号室」の下に、「六号室」を加え、「十一号室、十三号室、十四号室、十六号室、十
八号室、二十一号室、二十二号室及び二十四号室、二十一号棟の三号室、七号室」を「十
一号室から十六号室まで、十八号室及び二十一号室から二十五号室まで、二十一
号室、三号室、七号室、十一号室」に、「十九号室、二十三号室」を「十九号室、二
十二号室から二十四号室まで」に、「及び三号室、三十二号棟の八号室」を「三
号室及び四号室、三十二号棟の六号室、八号室」に、「三十三号棟の五号室、六号室」を「三
十三号棟の五号室から七号室まで」に改める。

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条の規定及び同令第九条第二項において準用する同令第十六条の規定により、登録養成施設等（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号に規定する知事の登録を受け、食品衛生管理者の養成施設及び同令第九条第一項第一号に規定する知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設をいう。以下同じ。）について次のとおり変更の届出があつた。

福島県知事 内堀 雅雄

郡山女子大学生活科学部食物栄養学科 郡山市開成三丁目二十五番二号

食品衛生法第四十八條第六項第三号に規定する知事の登録を受けた食品衛生管理者

の養成施設及び食品衛生法

三 変更した事項

登録養成施設等の名称

郡山女子大学家政学部食物栄養学科

（変更後）郡山女子大学生活科学部食物栄養学科

四 変更した年月日
令和八年四月一日

(食品生活衛生課)

福島県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年九月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
（仮称）ヨークベニマル白河昭和町店 福島県白河市昭和町二百三十一

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、昭和村土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和八年九月十七日認可した。

令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、荒屋郷地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間
令和八年九月三十日から
同 年十月十九日まで
（二十日間）

三 縦覧の場所
浅川町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、鹿島西部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間
令和八年九月三十日から
同 年十月十九日まで
（二十日間）

三 縦覧の場所
南相馬市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第六百一十一号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和八年六月一日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和八年九月一日付けで次のとおり裁定した。

令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

1 所在 南会津郡下郷町大字豊成字小倉田 地番 一七〇一番 田 地目 面積（平方メートル） 一、二七二

2 同 郡同 町大字澳田字家平 五五番 田 一、〇一九

二 利用権の内容

一の1 水稻の栽培で利用

一の2 ソバの栽培で利用

三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和八年十月一日

2 存続期間

一の1 十年三月

一の2 五年三月

四 農地の所有者等の情報

一の1 室井 徳(亡)

一の2 佐藤 吉之丞(亡)

五 借賃に相当する補償金の額 一三〇、四八五円

六 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに福島県方法務局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第六百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道平松 梁川線	伊達市梁川町大町二丁目 四九番地先から 同 市梁川町字東塩野 川八一番一地先まで	変更前 変更後	一七・五 五四・五	四〇四・四

(道路計画課)

福島県告示第六百十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月十三日次のとおり指定した。

令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

丹治 青空

いわき市平字新田
前一番地の六三
井マンションA二
〇三

令和八年一〇月一日から
令和一三年九月三〇日まで

青空行政書士事務所
いわき市平字五町目
一六番地の五

(出納総務課)

福島県告示第六百十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月十七日次のとおり指定した。
令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社本多建設
二本松市小浜字新
町五一番地三

令和八年一〇月一日から
令和一三年九月三〇日まで

株式会社本多建設
二本松市小浜字新町
五一番地三

株式会社マツキ
山形県長井市台町
六番二五号

同

マツキドライビング
スクール福島飯坂校
福島市飯坂町湯野字
洞下一番地

行政書士法人近藤事務所
福島市方木田字前
白家五番地の一

同

行政書士法人近藤事務所
福島市方木田字前白
家五番地の一

有限会社眞央

郡山市喜久田町堀
之内字外左衛門段
一番地四号

同

本宮市高木字中丸一
六番一

武田 修一

伊達郡国見町大字
藤田字北一七番地

同

有限会社武文商店
伊達郡国見町大字藤
田字北一七番地

有限会社プロ・セール
福島市成川字成田
口一六番地の一二

同

成川店
福島市成川字西谷地
一三番地の一

有限会社プロ・セール 福島市成川字成田 同
セール 口一六番地の一二

有限会社文化 二本松市亀谷一丁目 同
堂スポーツ 目五四番地

セブンイレブン福島
山口市
福島市山口市雷四番
地の一
有限会社文化堂スポー
ツ
二本松市亀谷一丁目
五四番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月十八日次のとおり指定した。

令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社斎藤 白河市道場町二六 令和八年一〇月一日から
銃砲火薬店 番地 令和一三年九月三〇日まで
有限会社斎藤銃砲火
薬店
白河市道場町二六番
地
(出納総務課)

福島県告示第六百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月十九日次のとおり指定した。

令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島県庁消費 福島市中町八番二 令和八年一〇月一日から
組合 組合長 号 令和一三年九月三〇日まで
河合同庁舎内売店
白河市昭和町二六九
番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月二十日次のとおり指定した。

令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

会津よつば農 会津若松市扇町三 令和八年一〇月一日から
業協同組合 丁目五番地の六 令和一三年九月三〇日まで

檜枝岐村農業 南会津郡檜枝岐村 同
協同組合 字下ノ原八七二番
地

福島さくら農 郡山市朝日二丁目 同
業協同組合 一四番七号

檜枝岐村農業協同組
合
南会津郡檜枝岐村字
下ノ原八七一番地
福島さくら農業協同
組合小川支店
いわき市小川町上小
川字伊吾内一〇番地
(出納総務課)

福島県告示第六百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年八月二十一日次のとおり指定した。

令和八年九月二十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社蔵場 郡山市方八町二丁目 令和八年一〇月一日から
目一五番一一号 令和一三年九月三〇日まで
郡山市方八町二丁目
一五番一一号
有限会社小泉書店
田村市船引町船引字
南町通一二九番地二
福島県警察郡山運転
免許センター売店
郡山市大槻町字美女
池上一四番地の六
株式会社モンシェ
岩瀬郡鏡石町不時沼
二六〇番地

有限会社小泉 田村市船引町船引 同
書店 字南町通一二九番
地

一般社団法人 福島市町庭坂字大 同
福島県交通安 原一番地の一
全協会

株式会社モン 岩瀬郡鏡石町不時 同
シェ 沼二六〇番地

福島県警察本部

須賀川瓦斯株
式会社
須賀川市卸町四
番地
同
郡山地区警友
会 会長 新
郡山市城清水二
番地
同
田 晃正

酒スーパ―須賀川
店
須賀川市西山寺町二
四〇番地
郡山地区警友会
郡山市城清水二三番
地
郡山警察署内
(出納総務課)

福島県警察本部公告第 7 0 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける携帯電話等解析用資機材の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
携帯電話等解析用資機材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
- 5 落札金額
66,448,800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
令和 8 年 6 月 23 日

(会 計 課)

福島県警察本部公告第 7 1 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器（18 拠点等）の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例

政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年9月29日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
基幹系ネットワークシステム機器(18拠点等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
123,384,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年7月10日

(会計課)